

部長及び参事官

殿

所 属 長

人少発第199号

(生企)

令和7年7月25日

5年保存(口訓)

本 部 長

少年指導委員制度の運営に係る留意事項について(通達乙)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)及び少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)に基づく少年指導委員制度については、「少年指導委員制度の運営に係る留意事項について(通達乙)」(令和6年4月26日少年発第130号。以下「旧通達」という。)により運営してきたところであるが、このたび、旧通達について、別添のとおり所要の改正を行ったので、誤りのないようにしたい。

なお、この通達乙の運用の開始の際、旧通達に基づき交付されている委嘱状及び少年指導委員証は、この通達乙に基づき交付された委嘱状及び少年指導委員証とみなすものとする。

また、旧通達に基づき作成された少年指導委員名簿は、引き続き使用できるものとする。

別添

少年指導委員制度の運営に係る留意事項

第1 委嘱（法第38条第1項、規則第2条、第3条関係）

1 活動区域及び委嘱人数

少年指導委員の活動区域及び委嘱人数は、別表第1のとおりとする。

2 委嘱要件

(1) 法第38条第1項各号に規定する少年指導委員の要件を満たすか否かの判断は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること

人格識見ともに優れ、行動においても地域住民に信頼のあることをいう。

イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること

少年に対する深い理解と愛情を持ち、少年の健全な育成に資するための活動に対して旺盛な熱意と使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有することをいう。

ウ 生活が安定していること

経済的観点からだけでなく、社会的、家庭的にも安定していることをいう。

エ 健康で活動力を有すること

心身ともに健康であり、その職務を行うことによって、精神的、肉体的に支障をきたすおそれがないことをいう。

(2) その他の留意事項

(1)のほか、少年指導委員制度の趣旨に鑑み、次に掲げる事項についても留意するものとする。

ア 現に風俗営業並びに性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業（以下「風俗営業及び性風俗関連特殊営業等」という。）の営業者である者については、慎重かつ厳正な審査を行うこと。

なお、法第4条第1項各号に掲げる風俗営業者の欠格事由に該当する者や20歳未満の者については、一般的に、資格要件を満たすことは困難であると考えられる。

イ 多くの職を兼ねていて少年指導委員としての活動を期待できない者等については、慎重な審査を行うこと。

また、委嘱後の活動に熱意がみられないなど実効の上がらない者については、再委嘱の際に慎重な審査を行うこと。

3 委嘱手続等

- (1) 少年指導委員の活動区域を管轄する署（以下「管轄署」という。）の署長（以下「管轄署長」という。）は、活動区域内に居住し、又は勤務するなど当該活動区域の実情に精通し、かつ、委嘱要件を満たしている者のうちから適任と思われる者を別記第1号様式の少年指導委員推薦書により公安委員会に推薦するものとする。
- (2) 公安委員会は、推薦のあった者について、委嘱要件に該当するか否かの審査を行った上、要件を満たしている場合は、別記第2号様式の委嘱状、少年指導委員である身分を明らかにする別記第3号様式の少年指導委員証（以下「身分証明書」という。）及び立入りの際に身分を示すための規則別記様式の少年指導委員証（以下「立入証」という。）を交付するものとする。
- (3) 少年指導委員を委嘱したときの関係住民に対する周知は、当該少年指導委員の氏名及び連絡先並びにその活動区域を県公報に告示して行うものとする（やむを得ない理由により県公報に登載することができないときは、県庁前若しくは県本部前の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示して、これに代えるものとする。）。

また、署掲示板への掲示、ミニ広報紙への掲載等適当な方法により周知に努めるものとする。

なお、少年指導委員の連絡先については、少年指導委員の電話番号、メールアドレス等のほか、当該少年指導委員の活動区域の管轄署担当課等の代表電話番号等とすることもできる。

- (4) 少年指導委員の任期は2年であり、再任することができるが、その場合においても、委嘱要件確認手続及び関係住民への周知の措置を執るものとする。

なお、任期途中で死亡、解嘱等の理由により少年指導委員が欠けた場合における補欠の少年指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第2 職務（法第38条第2項、規則第4条関係）

法第38条第2項各号及び規則第4条各号に掲げる職務の具体的な内容として次のものが挙げられるが、いずれも、強制にわたる行為を行う権限ではないことに留意しなければならない。

1 少年の補導（法第38条第2項第1号）

- (1) 少年に対し、法第38条第2項第1号に規定する行為をやめるよう指導すること。
- (2) 少年に対し、(1)の行為が少年の健全な育成に障害を及ぼすものである

ことを説示すること。

- (3) 少年の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該少年を現に監護するものをいう。）又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に連絡すること。
- (4) 少年が18歳未満であって、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適當であると認めるときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項の規定により通告を行うこと。

2 風俗営業を営む者等に対する助言（法第38条第2項第2号）

- (1) 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を教示すること。
- (2) 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を遵守するために講ずべき措置を促すこと。

3 被害を受けた少年に対する援助（法第38条第2項第3号）

- (1) 被害を受けた少年（以下「被害少年」という。）に対し、再び被害を受けることを防止するために助言し、又は指導すること。
- (2) 被害少年の保護者等に連絡すること。
- (3) 被害少年又はその保護者等に対し、当該少年を支援することができる機関、団体等を紹介すること。
- (4) 被害少年が18歳未満であって、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適當であると認めるときは、児童福祉法第25条第1項の規定により通告を行うこと。

4 地方公共団体の施策等への協力（法第38条第2項第4号）

- (1) 地方公共団体の施策及び民間団体の活動に参加すること。
- (2) 地方公共団体の施策及び民間団体の活動に参加の意思を有する者を募ること。

5 少年相談（規則第4条第1号）

風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関して、少年の健全な育成に係る事項について、少年又はその保護者等から相談があった場合、相談者に対して必要な助言、指導その他の援助を行うこと。

6 広報啓発活動（規則第4条第2号）

繁華街等における有害環境浄化や不良行為少年への声かけキャンペーンを行うなど少年の健全育成に関する住民運動の盛り上げを図る活動に努めること。

また、少年をめぐる具体的な状況を踏まえつつ、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資する事項について広く住

民に周知させること。

第3 活動に関する一般的留意事項（法第38条第1項―第4項、第52条、規則第1条、第5条、第6条関係）

1 心構え（規則第1条）

少年指導委員は、少年の人格を尊重し、かつ、少年の健全な育成を期する精神をもってその職務を遂行しなければならない。

また、常に、人格識見の向上に努め、関係者から尊敬と信頼とを得られるように心掛けるほか、職務の遂行に必要な知識及び技能の修得に努めること。

2 守秘義務（法第38条第3項、第52条）

少年指導委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

なお、法第38条第3項に規定する「秘密」については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第100条等に規定する「秘密」と同義であり、判例によれば、同法の「秘密」について、非公知の事実であって、実質的にもそれを保護するに値するものをいうものとされている。

少年指導委員に関しては、例えば、

- 補導をした少年の氏名等
- 無店舗型性風俗関連特殊営業で働かされていた年少者を発見した場合のその氏名等
- 立入り先の営業所等の名称、その従業者の氏名等

が秘密に当たり得るが、どのような状況が守秘義務違反となるかについては、個別具体的な事案に応じて判断されることとなる。

3 身分等（法第38条第4項）

少年指導委員は、その委嘱、職務等について法令に根拠を有するボランティアで、公安委員会から委嘱される特別職の非常勤地方公務員である。

また、名誉職であるため、生活費としての俸給又は給料を受けない。

4 活動上の注意（規則第5条）

少年指導委員は、その活動を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること。

また、個々の活動においても、威圧的な言動又は態度を避け、関係者の年齢、性別、立場等に応じた親しみのある言葉を用いること。

5 風俗環境浄化協会との協力（規則第6条）

少年指導委員は、平素から、高知県風俗環境浄化協会等の関係機関・団体と連絡を密にし、少年を取り巻く有害環境の実態把握に努めること。

また、その職務遂行に当たっては、これらの関係機関・団体の協力を得つ

つ、効果的な活動となるように努めること。

6 身分証明書の携帯及び提示（法第38条の2第1項、第4項）

少年指導委員は、活動に当たっては、必ず身分証明書及び立入証を携帯しなければならない。

法第38条の2第1項の規定による風俗営業及び性風俗関連特殊営業等への立入りを行うときは、事前に立入証を関係者等に提示し、また、立入り以外の活動に当たって、関係者から請求があったときは、身分証明書を提示しなければならない。

7 活動の記録・報告（法第38条の2第3項）

管轄署の職員は、少年指導委員の活動状況について、次に掲げる事項を別記第4号様式の少年指導委員活動記録簿に記録し、管轄署長に報告すること。

(1) 補導活動

少年の補導実施状況

(2) 風俗営業を営む者等に対する助言

助言の実施状況

(3) 被害少年に対する援助

援助の状況

(4) 地方公共団体の施策等への協力

協力の状況

(5) 少年相談

少年相談の受理状況

(6) 広報啓発活動

広報啓発活動の実施状況

第4 研修（法第38条第5項、規則第7条関係）

人身安全・少年課長は、少年指導委員を委嘱したときは、職務遂行上必要な知識及び技能を修得させるため、別表第2の少年指導委員に対する研修の実施基準に基づき研修を行う。

第5 解嘱（法第38条第6項、規則第8条関係）

1 解嘱事由（法第38条第6項）

法第38条第6項各号に規定する少年指導委員の解嘱要件については、次のとおりである。

(1) 法第38条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき

第1の2の要件の判断を参照すること。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき

少年指導委員が正当な理由がなく、法若しくは規則に規定する職務上の義務に違反し、又は法第38条第2項各号に規定する職務を行わないときをいう。

(3) 少年指導委員たるにふさわしくない非行のあったとき

少年指導委員としてふさわしくない刑罰法令に違反する行為又は反道徳的、反社会的行為があったときをいう。

2 解嘱手続（規則第8条）

(1) 管轄署長は、少年指導委員が解嘱事由のいずれかに該当すると認めるときは、別記第5号様式の少年指導委員解嘱上申書（以下「解嘱上申書」という。）により公安委員会に上申するものとする。

(2) 解嘱上申書による上申を受けた公安委員会は、当該少年指導委員が解嘱事由に該当すると認めるときは、弁明の機会を与えるため、解嘱の理由のほか、弁明を聴くための期日及び場所を、期日前に2週間程度の期間を置いて通知するものとする。ただし、当該少年指導委員の所在が不明であるため通知をすることができないとき又は弁明の機会を与えるための通知をしたにもかかわらず正当な理由がなく期日までに弁明を行わないときは、弁明を聴かないで解嘱することができるものとする。

第6 立入り（法第38条の2、第54条第7号、規則第9条関係）

1 立入りの指示（法第38条の2第2項、規則第9条第1項）

(1) 指示の方法

管轄署長は、少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止するため、法第38条の2の規定による法第37条第2項各号に掲げる風俗営業の営業所等への立入りをさせるときは、個々の少年指導委員に対し、その都度別記第6号様式の立入り指示書（以下「立入り指示書」という。）を交付し、具体的に指示することとする。

(2) 指示に当たっての留意事項

ア 立入りを実施すべき場所

立入りを行うべき営業の種別を明らかにすれば足りる。

したがって、風俗営業であっても全ての種別を示す必要はなく、例えば、「法第2条第1項第4号に掲げる営業 マージャン店、パチンコ店等、その他遊技場」、「法第2条第1項第5号に掲げる営業 ゲームセンター等」とすれば足りる。

イ 立入りを実施すべき地域

立入りの地域としては、少年指導委員の活動区域内のいずれか又は活動区域内全域を指定すれば足りる。

ウ 立入りを実施すべき期日又は期間

少年の健全育成に関する施策を推進している期間、祭礼の日、地域における環境浄化活動の日又は少年指導委員から自主的な立入り活動の申出等があった場合で、長期間とすることなく数日とすること。

2 立入り

(1) 立入り

ア 風俗営業の営業所等への立入りは、原則として職員が同行すること。

イ 少年指導委員は、風俗営業の営業所等に立ち入るときは、当該風俗営業の営業所等の関係者に事前に立入証を提示すること。

(2) 立入り時の確認事項

風俗営業の営業所等への立入り時における確認事項については、別表第3に定めるとおりとする。

(3) 立入りの際に法令違反を発見した場合の措置

少年指導委員は、法令違反に対して行政処分を行うなどの権限は有していないため、直ちに同行の職員又は管轄署に連絡すること。

(4) 立入りを拒否された場合等の対応

立入りを拒否された場合等は、強制的に立ち入ることのないようにするとともに、同行の職員又は管轄署に連絡すること。

(5) 立入り時の留意事項

ア 立入りは、行政上の指導及び監督を目的として行うものであることを認識し、質問又は視察に当たっては、法の目的の範囲内で、かつ、必要最小限にとどめること。

イ 立入りに先立ち、風俗営業所等の営業者等に対し、その理解及び協力を求めること。

ウ 立入りは、原則として、当該風俗営業所等の営業時間内に実施すること。

エ 立入り時における質問については、原則として、当該風俗営業所等の営業者、従業者等に対し行うこと。ただし、当該風俗営業所等の客が20歳未満の者であり、かつ、補導又は援助を行う必要があるときは、この限りでない。

3 報告（法第38条の2第3項、規則第9条第2項）

少年指導委員は、立入りを実施したとき又は立入りを実施すべき期間を経過したときは、速やかに、別記第7号様式の実施結果報告書を作成し、立入り指示書を添付の上、管轄署長を経由して公安委員会に報告するものとする。

第7 その他

1 貸与品について

少年指導委員に身分証明書及び立入証を貸与するが、携帯及び提示については適切に行い、亡失し、又は破損した場合は速やかに報告するなど、その取扱いについては慎重に行うよう配慮すること。

2 委嘱名簿の備付け

人身安全・少年課に別記第8号様式の少年指導委員名簿を備え付けるものとする。

別表第 1（第 1 関係）

少年指導委員の活動区域及び委嘱人数

管轄署	活動区域名	活動区域	委嘱人数
高知署	高知地区	高知署の管轄区域	7人
高知南署	高知南地区	高知南署の管轄区域	4人
高知東署	高知東地区	高知東署の管轄区域	3人
安芸署	安芸地区	安芸署の管轄区域	2人
南国署	南国地区	南国署の管轄区域	2人
須崎署	須崎地区	須崎署の管轄区域	2人
中村署	中村地区	中村署の管轄区域	2人

別表第2（第4関係）

少年指導委員に対する研修の実施基準

第1 定期研修

研修時間は、4時間以上5時間以下とし、研修事項については次の表のとおりとする。

研修項目	研修内容	研修時間
1 少年非行及び風俗環境の状況に関すること。	(1) 少年非行の状況 都道府県における少年非行情勢、風俗営業等を中心とした福祉犯被害の状況 (2) 最近の風俗環境の状況 都道府県における風俗営業等の許可数・届出数、行政処分・検挙等の状況	1時間
2 法第38条第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関すること。	(1) 知識 少年の補導、風俗営業の営業者等に対する助言、被害少年に対する援助、地方公共団体の施策等への協力等の方法及び留意事項 (2) 技能 実技指導、シミュレーション等による職務の実技	2～2.5時間
3 法第38条の2第1項の規定による立入りを適正に行うために必要な知識及び技能に関すること。	(1) 知識 立入りの趣旨、指示、実施、報告の手續及び受傷事故防止等の留意事項 (2) 技能 実技指導、シミュレーション等による立入りの実技	1～1.5時間

第2 委嘱時研修

研修時間は、5時間以上7時間以下とし、研修事項については次の表のとおりとする。

研修項目	研修内容	研修時間
1 第1 定期研修の表1の項から3の項までに定める研修項目	第1 定期研修の表1の項から3の項までに定める研修内容	4～5時間
2 法その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全育成に資するための職務を行うため必要な法令に関すること。	(1) 法の概要 法の目的及び規制の概要 (2) 少年指導委員の法的地位及び職務倫理 少年指導委員が特別職の地方公務員であること、その自発的な意思に基づく活動を期待されていること等 (3) 少年指導委員の職務及び立入り 少年指導委員の職務の概要、立入りの仕組み (4) 少年指導委員の守秘義務 守秘義務に関する留意事項及び違反を行った場合の罰則 (5) その他の関係法令 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、高知県青少年保護育成条例（昭和52年県条例第32号）等の法令のうち、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等で行われやすい違反、児童相談所の役割等	1～2時間

別表第3（第6関係）

立入り時における確認事項

営業所の種別	確認事項
<p>1 風俗営業（ゲームセンターを除く。）の営業所</p>	<p>(1) 18歳未満の者が営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入口に表示しているか。</p> <p>(2) 営業所で18歳未満の者に客の接待をさせていないか。</p> <p>(3) 営業所で午後10時から翌日の午前6時までの時間において18歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか。</p> <p>(4) 18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせていないか。</p> <p>(5) 営業所で20歳未満の者に酒類又はたばこを提供していないか。</p>
<p>2 ゲームセンター</p>	<p>(1) 午後6時後午後10時前の時間においては保護者が同伴しない16歳未満の者は営業所に立ち入ってはならない旨を、午後10時以後の時間においては18歳未満の者は営業所に立ち入ってはならない旨をそれぞれ営業所の入口に表示しているか。</p> <p>(2) 営業所で午後10時から翌日の午前6時までの時間において18歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか。</p> <p>(3) 午後6時後午後10時前の時間においては保護者が同伴しない16歳未満の者を、午後10時から翌日の午前6時までの時間においては18歳未満の者をそれぞれ営業所に客として立ち入らせていないか。</p> <p>(4) 営業所で20歳未満の者に酒類又はたばこを提供していないか。</p>
<p>3 店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹</p>	<p>(1) 18歳未満の者が営業所又は受付所に立ち入ってはならない旨を営業所又は受付所の入口に表示しているか。</p>

<p>介営業の営業所 並びに無店舗型 性風俗特殊営業 の受付所</p>	<p>(2) 営業所又は受付所で18歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか。</p> <p>(3) 18歳未満の者を営業所又は受付所に客として立ち入らせていないか。</p> <p>(4) 営業所又は受付所で20歳未満の者に酒類又はたばこを提供していないか。</p>
<p>4 特定遊興飲食 店営業の営業所</p>	<p>(1) 午後10時以後翌日の午前零時前の時間においては保護者の同伴しない18歳未満の者が営業所に立ち入ってはならない旨を、午前零時から午前6時までの時間においては18歳未満の者が営業所に立ち入ってはならない旨をそれぞれ営業所の入口に表示しているか。</p> <p>(2) 営業所で午後10時から翌日の午前6時までの時間において18歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか。</p> <p>(3) 午後6時以後翌日の午前6時までの時間においては保護者の同伴しない18歳未満の者を、午前零時から午前6時までの時間においては18歳未満の者をそれぞれ営業所に客として立ち入らせていないか。</p> <p>(4) 営業所で20歳未満の者に酒類又はたばこを提供していないか。</p>
<p>5 飲食店営業及 び酒類提供飲食 店営業の営業所</p>	<p>(1) 営業所で午後10時から翌日の午前6時までの時間において18歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか（酒類提供飲食店営業に限る。（2）において同じ。）。</p> <p>(2) 午前10時から翌日の午前6時までの時間において保護者が同伴しない18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせていないか。</p> <p>(3) 営業所で20歳未満の者に酒類又はたばこを提供していないか。</p>

(別記様式省略)